

X - 1 - 1 - 1 - 0 3
5 年 保 存

秋本生企第164号 組対第179号  
平成23年4月7日

各 警 察 署 長 殿

秋 田 県 警 察 本 部 長

警備業界からの暴力団等反社会的勢力排除に向けた取組みの強化について（通達）

近年、暴力団等反社会的勢力（以下「暴力団等」という。）は、関係企業や共生者を利用するなど巧妙な資金獲得活動により組織の存立と強大化を図っており、その威力を背景として警備業界にまで介入している事例が散見される場所である。

目下、警察では、暴力団排除に関する条例の制定に併せ、その周知徹底や効果的運用を図りながら、あらゆる業界で暴力団等との関係遮断の取組みが徹底されるよう働き掛け、社会全体が一体となった暴力団等排除活動の一層の強化を推進している場所である。

警備業界は、人の生命及び身体に対する危害、財産に対する侵害等を警戒し、防止する業務を担っており、このような業務の性質に鑑みれば、他の業界以上に業の主体から暴力団等の排除の徹底を図ることのみならず、契約の相手方が暴力団等であることが判明した場合には、契約を解除できること等を定めた条項（以下「暴力団排除条項」という。）を導入し、警備業の取引からも暴力団等の徹底した排除を推進しなければならない。

他方、平成22年7月、全国の企業を対象としたアンケート調査を警察庁等が実施した結果では、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ。以下「企業指針」という。）を受けて暴力団排除条項を導入している（又は導入を予定している）企業は約2割であり、積極的に取り組んでいる業者がある反面、取組みが遅れている業者があること、特に中小規模の業者における取組みが立ち後れていることが明らかになり、こうした傾向は、警備業界においても同様に見られた場所である。

そこで、警備業界からの暴力団等の排除に向け、下記の対策を講ずることとしたので、各警察署にあっては、所要の施策を講じ、警備業者に対する指導監督を強化するなど、暴力団等の排除の徹底に努められたい。

#### 記

1 警備業界からの暴力団等排除のための認定及び認定更新時並びに役員に関する変更の届出受理時における照会等の徹底

(1) 警備業法第3条各号の欠格事項に関する確実な照会の実施

警備業法（昭和47年法律第117号。）第3条第4号、第5号、第10号及び第11号（以下「法3条第4号等」という。）においては、暴力団等に属する者等を欠格要件とし、これらの者を警備業者等から排除することとしている。

そこで、認定申請及び認定更新申請並びに役員に関する変更の届出（以下「認定申請等」という。）を受理した際には、警務部情報管理課照会センターに対して総合照会を実施するとともに、生活安全部生活安全企画課（以下「生活安全企画課」という。）では、刑事部組織犯罪対策課（以下「組織犯罪対策課」という。）に対して暴力団員等の照会を確実にを行い、暴力団等の排除が確実になされるよう徹底すること。

(2) 認定申請等における暴力団員等排除事項に係る説明の徹底と審査の厳格化

法第3条第4号等の警備業の欠格要件は、条文上、一般人には難解であることから、認定申請等を受理する際においては、申請者等に対し、別添の資料を活用するなどして確実に警備業法第3条の説明を行い、その趣旨を十分に理解させること。

また、法定の要件を満たすための警備業に係る申請書・届出書に添付する各誓約書についても、申請者等がその内容を理解した上で署名等を行っていることを確認するなど、申請書等の審査を厳格に行うこと。

(3) 積極的な事件化による不適格業者の排除の徹底

上記(2)により、申請者等に確実に説明を行い、確認するなどして厳格に審査したにもかかわらず、暴力団等に属すること等を秘して、認定を取得した警備業者に対しては、生活安全企画課及び組織犯罪対策課と連携の上、警備業法第58条等各種法令を駆使して積極的な事件化を行うなど、警備業界から不適格業者の排除を徹底すること。

2 警備業に係る取引からの暴力団等排除に向けた働き掛けの推進

(1) 企業指針に基づいた取組みの支援

警察庁では、社団法人全国警備業協会（以下「全警協」という。）に対し、企業指針に基づいた取組みの促進について、都道府県警備業協会の指導を徹底するよう要請したところである。各警察署においては、生活安全課と刑事課とが連携の上、個々の警備業者に対し、企業指針に基づいた取組みについて推進が図られるよう、立入検査の実施時等様々な機会を通じて働き掛けを行うこと。

なお、契約約款に盛り込む暴力団排除条項については、平成20年5月、全警協が都道府県警備業協会に「暴排条項（案）」を示しているところであるが、現在、警察庁の支援により、全警協において同条項の見直しを行っているところであるので、契約約款に盛り込む際には、全警協において新たに示される予定の暴力団排除条項案を活用するよう指導すること。

(2) 相談への的確な対応

契約約款へ暴力団排除条項を導入した警備業者から契約の相手方に関する個別相談を受理したときは、的確に対応するとともに、必要に応じて保護対策を講じるなど積極的に支援を行うこと。

(3) 暴力団等排除意識の高い企業に対する積極的評価等による気運の高揚

暴力団排除条項の導入に取り組むなど企業指針を実践する警備業者に対しては、積極的にこれを賞揚するなどし、広く警備業界の暴力団等排除気運の高揚に努めること。

3 報告等

警備業に係る暴力団等排除に関する効果的事例等については、その都度、生活安全企画課長及び組織犯罪対策課長に報告すること。

警備業法（以下「法」という。）では、  
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）  
第2条第6号に規定する暴力団員  
暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者  
過去10年以内に警備業の要件に関する規則第2条に定める暴力的不法行為等を行  
ったことがあり、強いく犯性が認められる者  
（以下「暴力団員等」という。）は、警備業者又は警備業者の役員になることはでき  
ない。具体的には、次の事項に該当してはいけない。

- 1 代表者又は役員が暴力団員等である。（法第3条第4号、10号）
- 2 代表者又は役員が暴対法第12条の再発防止命令や同法第12条の6の中止命令を  
受けた者である。（法第3条第5号、10号）
- 3 法人の事業活動に関して、登記上の役員以外の者で同等以上の影響力を有する  
・ 相談役、顧問の名称を有する者  
・ 発行済株式の総数の100分の5以上の株式を所有する株主  
・ 出資の総額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者  
・ 自己の近親者（事実の婚姻関係にある者を含む。）を傀儡として当該法人の  
役員に就任している者  
である。（法第3条第10号）
- 4 暴力団又は暴力団員等から自己又は他人の名義で多額の出資や融資を受けてい  
る。（法第3条第11号）
- 5 暴力団又は暴力団員等と多額の取引関係により事業活動に支配的な影響を受け  
ている。（法第3条第11号）
- 6 代表者又は登記上の役員に、暴力団員等の親族（事実上の婚姻関係にある者を  
含む。）又は暴力団若しくは暴力団員等と友人や愛人関係等の密接な関係を有す  
る者がいる。（法第3条第11号）
- 7 暴力団又は暴力団員等に対して、名目のいかなを問わず、多額の金品その他財  
産上の利益の供与を行っていることにより、事業活動に支配的な影響力を受けて  
いる。（法第3条第11号）
- 8 暴力団又は暴力団員等と売買、請負、委任その他の多額の有償契約を結んでい  
るという事実から、事業活動に支配的な影響力を受けている。（法第3条第11号）

上記の1～8の事項を秘して虚偽の誓約書を作成し、申請書等に添付して公安委  
員会に提出した場合は、法上罰則の適用があります。

認定を受けた後でも1～8の事項に該当した場合は、認定が取り消されます。

暴力団員や暴対法第12条の再発防止命令や同法第12条の6の中止命令を受けた者  
は、警備員にもなれません。（法第14条）

警備業法(以下「法」という。)では、  
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「暴対法」という。)  
第2条第6号に規定する暴力団員  
暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者  
過去10年以内に警備業の要件に関する規則第2条に定める暴力的不法行為等を行ったことがあり、強いく犯性が認められる者  
(以下「暴力団員等」という。)は、警備業者になることはできない。具体的には、次の事項に該当してはいけない。

- 1 暴力団員等である。(法第3条第4号)
- 2 暴対法第12条の再発防止命令や同法第12条の6の中止命令を受けた者である。(法第3条第5号)
- 3 暴力団又は暴力団員等から自己又は他人の名義で多額の出資や融資を受けている。(法第3条第11号)
- 4 暴力団又は暴力団員等と多額の取引関係により事業活動に支配的な影響を受けている。(法第3条第11号)
- 5 暴力団員等の親族(事実上の婚姻関係にある者を含む。)又は暴力団若しくは暴力団員等と友人や愛人関係等の密接な関係を有する者がいる。(法第3条第11号)
- 6 暴力団又は暴力団員等に対して、名目のいかんを問わず、多額の金品その他財産上の利益の供与を行っていることにより、事業活動に支配的な影響力を受けている。(法第3条第11号)
- 7 暴力団又は暴力団員と売買、請負、委任その他の多額の有償契約を結んでいるという事実から、事業活動に支配的な影響力を受けている。(法第3条第11号)

上記1～7の事項を秘して、虚偽の誓約書を作成し申請書等に添付して公安委員会に提出した場合は、法上罰則の適用があります。

認定を受けた後でも1～7の事項に該当した場合は、認定が取り消されます。

暴力団員や暴対法第12条の再発防止命令や同法第12条の6の中止命令を受けた者は、警備員にもなれません。(法第14条)